

運転中の携帯電話使用等対策について (運転中の「ながらスマホ」対策を含む)

近年、交通事故件数が減少し、平成29年中の交通事故死者数は3,694人で、警察庁が保有する昭和23年以降の統計で最少となったが、運転中の携帯電話使用等に係る交通事故は近年増加傾向にある。平成29年には、1,885件と前年よりは減少したものの、特に、スマートフォン等を画像目的で使用していたことに起因する交通事故は1,012件発生しており、5年前(24年)と比較すると、約1.8倍に増加している。

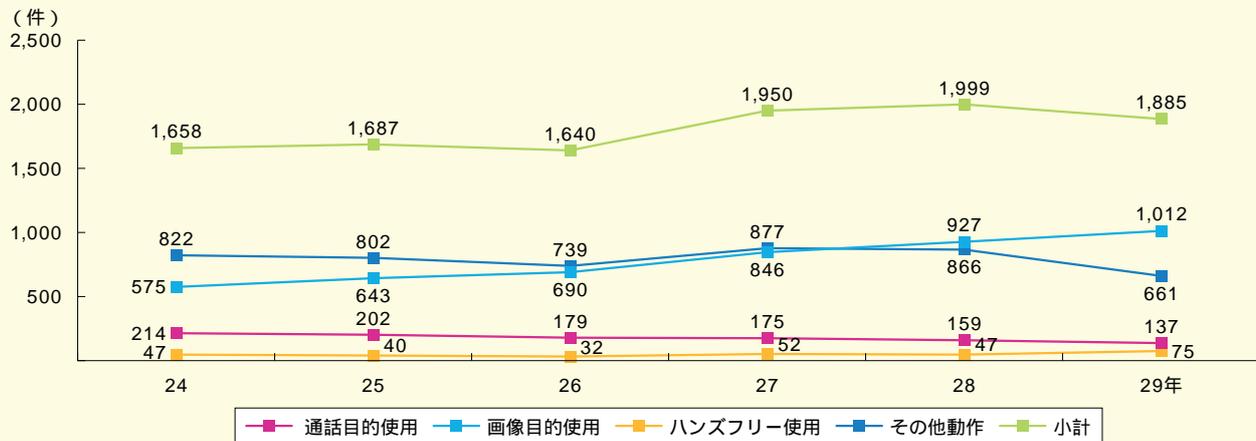


政府インターネットテレビ
(内閣府HPより)

また、運転中の携帯電話使用に対する国民の意識等を把握するために、平成29年8月に実施した「運転中の携帯電話使用に関する世論調査」においては、運転中の携帯電話使用の中でも特に危険だと思うこととして、ゲームをすることや、メールや通信アプリでのメッセージの送受信、動画やテレビ放送の視聴といった行為を挙げた者の割合が高かった。本調査結果から、多くの人が、スマートフォン等の携帯電話の画面を注視したり、操作したりすることに対して危険を感じていることが明らかとなった。

世論調査においても多くの人が感じているように、運転中に携帯電話等を使用することは重大な交通事故につながり得る極めて危険な行為であることから、引き続き、関係機関・団体等と連携し、運転者等に対して広報啓発を推進するとともに、携帯電話使用等の交通指導取締りを推進することとしている。

原付以上運転者(第1当事者)の携帯電話等使用状況別交通事故件数の推移(平成24年以降)



		24年	25年	26年	27年	28年	29年	
交通事故 件数	事故要因 あり	通話目的使用	214	202	179	175	159	137
		画像目的使用	575	643	690	846	927	1,012
		ハンズフリー使用	47	40	32	52	47	75
		その他動作	822	802	739	877	866	661
		小計	1,658	1,687	1,640	1,950	1,999	1,885
	該当なし	628,675	594,605	542,192	507,529	472,184	444,520	
調査不能	392	366	447	571	593	683		
計	630,725	596,658	544,279	510,050	474,776	447,088		

注 1 「携帯電話等」とは、携帯電話、自動車電話その他の無線通話装置をいう。
 2 「通話目的使用」とは、携帯電話等の音声による情報伝達を目的として当該装置を用いることをいう(ハンズフリーを除く。)
 3 「画像目的使用」とは、携帯電話等の画像表示部位を注視すること及び同目的でボタン操作をすることなどをいう。
 4 「ハンズフリー使用」とは、携帯電話等をハンズフリー装置を併用して操作又は通話することをいう(タクシー無線を含む。)
 5 「その他動作」とは、上記以外の携帯電話等に関する動作をいう。